

# ダイオキシン類対策特別措置法のしおり

令和6年4月  
石川県

## 1 法の目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

## 2 主な用語の説明

- (1) ダイオキシン類： ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称
- (2) 特定施設： 工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの  
(「4 特定施設と排出基準」を参照して下さい。)
- (3) 排出ガス： 特定施設から大気中に排出される排出物
- (4) 排水： 特定施設を設置する工場又は事業場(「特定事業場」といいます。)から公共用水域に排出される水
- (5) ばいじん： 排出ガスを処理する集じん機で集めて排出される灰(飛灰、集じん灰)
- (6) 燃え殻： 炉底部から排出される灰(焼却灰)
- (7) TEQ(毒性等量)： ダイオキシン類の毒性は、異性体ごとに異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1とした毒性等価係数(TEF)を用いて、2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算して表示するもの
- ※ 平成20年4月1日より毒性等価係数が変更となっています。

## 3 届出

### (1) 届出の種類等

特定施設に関する届出は次のとおりです。

届出の種類		様式	提出部数	届出の期限	実施の制限
設置届出	工場、事業場に施設を設置しようとする場合	様式第1	正副2部	工事着手予定日の60日前まで	届出が受理された日から60日経過後でなければ施設を設置できない。
使用届出	現に工場、事業場に設置している施設が、該当施設となった場合	様式第1		当該施設となった日から30日以内	—
構造等変更届出	施設の構造、使用の方法等を変更する場合	様式第1		工事着手予定日や変更する60日前まで	届出が受理された日から60日経過後でなければ施設の構造等の変更はできない。
氏名等変更届出	氏名、住所又は工場名、事業場名、所在地の変更の場合	様式第3		変更があった日から30日以内	
使用廃止届出	施設の使用を廃止する場合	様式第4		廃止した日から30日以内	
承継届出	届出者の地位(譲受、借受、相続、合併又は分割による)を承継する場合	様式第5		承継した日から30日以内	

(注) ・審査の結果、適正な届出については、実施制限期間を短縮します。(実施制限の短縮)

### (2) 届出書提出先

所管の県保健福祉センター(金沢市は金沢市環境政策課)(4頁参照)へ提出して下さい。

## 4 特定施設と排出基準

### (1) 大気基準適用施設及び排出基準

大気基準適用施設 (施行令別表第1)	大気排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		標準酸素濃度	
	既設 (H12.1.14 以前に設置 した施設)	新設 (H12.1.15 以降に設置 する施設)		
第1号 焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの	1	0.1	15%	
第2号 製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	5 (0.5)	0.5	-	
第3号 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの	10	1	-	
第4号 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。))を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあつては容量が1t以上のもの	5	1	-	
第5号 廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの	焼却能力4t/h以上	1 (0.1)	0.1	12%
	焼却能力2t/h以上 4t/h未滿	5 (1)	1	12%
	焼却能力2t/h未滿	10 (5)	5	12%

注1 大気排出基準の( )内の値は、平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子2m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力200kg/h以上)の基準

注2 排出基準は、温度が0℃であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中のダイオキシン類の量であつて、標準酸素濃度を記載した施設は、次式により酸素濃度補正を行つて得られた値とする。

$$\text{ダイオキシン類濃度} = \frac{(21 - \text{標準酸素濃度}(\%)) \times \text{排ガス中のダイオキシン類実測濃度}}{(21 - \text{排ガス中の酸素濃度}(\%))}$$

注3 施行令別表第1第5号に掲げる施設の大気排出基準は、炉ごとに適用される。

### 【参考】

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が3ng-TEQ/g以下となるよう処理が義務付けられています。なお、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量が3ng-TEQ/gを超えた場合には、廃棄物処理法に基づき、特定管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、適正に処理する必要があります。

2 廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないようにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準を定める省令に基づき維持管理しなければなりません。当該処分場の放流水の年1回以上の水質検査(水質が10pg-TEQ/L以下であること)と当該処分場周縁の地下水の年1回以上の水質検査(ダイオキシン類に係る汚染のおそれがない場合を除く)が義務付けされています。

なお、放流水に含まれるダイオキシン類が10pg-TEQ/L(維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値)を超えた場合には、廃棄物処理法の維持管理基準違反となり、改善命令の対象となります。

(2) 水質基準対象施設及び排出基準

水質基準対象施設 (施行令別表第2)	水質排出基準 (pg-TEQ/L)
第1号 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
第2号 カーバイド法アセチレン製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
第3号 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
第4号 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
第5号 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
第6号 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
第7号 カプロラクタムの製造(塩化トリオールを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
第8号 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
第9号 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
第10号 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
第11号 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に[ジオキサジンバイオレット]という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
第12号 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
第13号 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
第14号 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
第15号 大気基準適用施設(施行令別表第1)第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
第16号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)	
第17号 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
第18号 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
第19号 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

5 自主測定

特定施設設置者は、特定施設から排出される排出ガス並びにばいじん及び焼却灰その他の燃え殻、特定事業場からの排水に含まれるダイオキシン類の濃度の測定及びその結果の報告が義務付けられています。

なお、測定結果は、県保健福祉センター(金沢市は金沢市環境政策課)へ提出して下さい。

項目	測定頻度	測定方法
排出ガス	年1回以上	環境省令で定める方法
排水	年1回以上	環境省令で定める方法
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(廃棄物焼却炉に限る。)	排出ガス・排水と併せて実施	環境省令で定める方法

## 6 事故時の措置

特定施設 (P.2) を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大气中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、応急措置を講じ、復旧するように努めなければなりません。また、直ちに、その事故の状況を県に通報しなければなりません(金沢市内については金沢市へ通報)。

◎ 工場又は事業場においては、有害化学物質<sup>\*</sup>の大規模拡散や流出などの起きてはならない最悪の事態に備え、日頃から、適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築しておいて下さい。  
[石川県強靱化計画(推進方針) R3.3]

<sup>\*</sup>有害化学物質：PRTR法届出対象物質など、環境関連法令において、事故時における応急措置や通報・届出が義務化されているもの。

## 7 廃棄物焼却炉に対するその他環境関連法令等の規制

次の事項に該当する施設は、ダイオキシン類対策特別措置法の届出とは別に、各法律による許可又は届出等が必要であり、また、各法律による規制が適用されますので注意して下さい。

法 律	対 象 施 設	提出先	規制の概要
大気汚染防止法	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上の廃棄物焼却炉	保健福祉センター	ばいじん、塩化水素等の排出規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	大気汚染防止法の廃棄物焼却炉 廃プラスチック類の焼却施設で処理能力100kg/日超 汚泥の焼却施設で処理能力5㎡/日超 廃油の焼却施設で処理能力1㎡/日超 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設の全てのもの	資源循環推進課 保健福祉センター	構造基準、維持管理基準に関する規制
水質汚濁防止法	廃棄物処理法の許可(届出)施設のうち、次のもの ①一般廃棄物処理施設である焼却施設 ②産業廃棄物処理施設である焼却施設 (国若しくは地方公共団体又は処理業者が設置するもの。湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。)	保健福祉センター	有害物質等の排水規制
労働安全衛生規則及び廃棄物焼却施設内関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱	火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上の廃棄物焼却施設に係る焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事は、別途計画の届出が必要)	労働基準監督署	運転、点検等の作業及び解体作業

## 8 環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

媒体	大 気	水 質	水底の底質	土 壌
環境基準	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1 pg-TEQ/L以下	150 pg-TEQ/g以下	1,000 pg-TEQ/g以下 (調査指標250 pg-TEQ/g)

## 9 主な罰則

違反内容	対 象	罰 則
未届出、虚偽の届出	特定施設の設置、構造等変更	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	特定施設の使用	20万円以下の罰金
	氏名等の変更、使用の廃止、承継	10万円以下の過料
排出基準違反	排出ガス、排水中のダイオキシン類濃度	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
実施制限違反	特定施設の設置、構造等変更	20万円以下の罰金
計画変更命令違反	特定施設の設置、構造等変更	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
改善命令違反	特定施設	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
事故時の措置命令違反	特定施設	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

ダイオキシン類についてのご質問は、次の各保健福祉センター又は県関係各課までお問い合わせ下さい。

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0795	
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642	
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-6893	
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2028	
県環境政策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1463 076-225-1491	大気関係(廃棄物を除く) 水質関係(廃棄物を除く)
県資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1472	廃棄物関係

このしおりに関する問い合わせ先  
石川県生活環境部環境政策課  
環境管理グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1463(直通) FAX 076-225-1466  
E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#dxn>)

